

香川県報



第 78 号

平成 18 年

10月3日(火曜日)

目次

（●印は、県法規集掲載事項）ページ

告 示

保安林の指定予定の通知

（みどり保全課）

一

平成十八年香川県告示第六百一号（道路の区域変更）の一部訂正

（道路課）

二

都市計画事業の事業計画の変更の認可

（下水道課）

三

公 告

大規模小売店舗立地法の規定による変更の届出

（経営支援課）

二

基本測量の実施の通知

（土木監理課）

三

警察本部告示

●香川県警察文書公印規程の一部を改正する規程

監査委員公表

監査結果に基づく措置の公表（二件）

告 示

香川県告示第六百十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成十八年十月三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 指定に係る保安林の所在場所

仲多度郡まんのう町川東字前ノ川向一三九六・一三九八の二・字明神一四一六の一七

（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）（三豊市財田町財田中字道手五二二四の七八・五二二四の一四七・五二二四の一五〇・五二二四の一五一）（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的 土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

（一）主伐は、択伐による。

（二）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（三）間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を香川県環境森林部みどり保全課並びにまんのう町産業経済課及び三豊市建設経済部農林水産課に備え置いて縦覧に供する。）

香川県告示第六百十二号

平成十八年香川県告示第六百一号（道路の区域変更）の一部を次のように訂正する。

平成十八年十月三日

香川県告示第六百十三号

三の表中「東かがわ市多和字兼割一〇八番四」を「さぬき市多和字兼割一〇八番四」に、「東かがわ市多和字兼割八九番四」を「さぬき市多和字兼割八九番四」に、「東かがわ市多和字兼割一〇四番一」を「さぬき市多和字兼割一〇四番一」に改める。

香川県告示第六百十三号

香川県知事 真 鍋 武 紀

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成十八年十月三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県告示第六百十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成十八年十月三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県告示第六百十三号

一 施行者の名称

香川県知事 真 鍋 武 紀

善通寺市

二 都市計画事業の種類及び名称

中讃広域都市計画下水道事業 善通寺市流域関連公共下水道

三 事業施行期間

昭和六十一年二月七日から平成二十四年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

該当なし。

2 使用の部分

善通寺市金蔵寺町字本村、字下所、稲木町字榎ノ間、字毘沙門堂、字永井、下吉田町字永井、字本村西、中村町字永井、字榎田、字不動、字島田、字高正地、字土井、字宮東、字本村、字宮西、中村町一丁目、仙遊町一丁目、仙遊町二丁目、善通寺町字上三田、善通寺町一丁目、善通寺町二丁目、善通寺町三丁目、善通寺町五丁目、南町一丁目、南町二丁目、南町三丁目、弘田町字甲山、生野町字山端、字字条、生野本町二丁目、文京町四丁目、上吉田町字鳥ノ子、字上原、上吉田町一丁目、上吉田町二丁目、上吉田町五丁目、上吉田町六丁目、上吉田町七丁目及び上吉田町八丁目地内

公 告

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号、以下「法」という。)第六条第一項の規定による変更の届出があつたので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十八年十月三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 届出の概要

1 届出者の氏名又は名称及び住所

株式会社合田不動産 高松市天神前七番一八号

株式会社合田工務店 高松市天神前九番五号

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

サニータウン 観音寺市本大町字井手南一五七八番地一ほか

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所

変更前 カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社

東京都渋谷区恵比寿四二〇三〇

変更後 ユー・ファクトリー株式会社

東京都渋谷区恵比寿四丁目二〇番三号恵比寿ガーデンプレイスタワー

4 変更年月日

平成十六年十二月一日

5 変更理由

当該大規模小売店舗において新たな小売業の入店があつたため

二 届出年月日

平成十八年九月二十五日

三 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

香川県商工労働部経営支援課及び観音寺市商工観光課

2 縦覧期間

平成十八年十月三日(火曜日)から平成十九年二月五日(月曜日)まで

四 意見書の提出

法第八条第二項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内(平成十九年二月五日(月曜日)まで)に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び観音寺市商工観光課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

1 記載すべき項目

(一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

(二) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革

- (三) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
- (四) 意見の内容

2 提出先

郵便番号七六〇 八五七〇 高松市番町四丁目一番一〇号
香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第三項に基づき公示する。

平成十八年十月三日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 作業種類

基本測量（三角点現況調査）

二 作業期間

平成十八年十月五日から平成十九年三月二十五日まで

三 作業地域

観音寺市、三豊市、仲多度郡まんのう町

警察本部告示

香川県警察本部告示第十七号

香川県警察文書公印規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成十八年十月三日

香川県警察本部長 山 田 尚 義

香川県警察文書公印規程の一部を改正する規程

香川県警察文書公印規程（平成十二年香川県警察本部告示第二十二号）の一部を次のように改正する。

別表第二の十の項中「銃砲刀剣類の」を「銃砲若しくは刀剣類又は準空気銃の」に、「又は刀剣類の廃棄（第八条第九項）」を「若しくは刀剣類又は準空気銃の廃棄（第八条第九

項ただし書」に改め、同項1中「又は刀剣類」を「若しくは刀剣類又は準空気銃」に改める。

附 則

この規程は、平成十八年十月三日から施行する。

監査委員公表

香川県監査委員公表第26号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成18年10月3日

香川県監査委員 石 川 豊

同 同 辻 村 修

同 同 石 川 稗

同 同 野 田 峻 司

- 1 監査対象部門 健康福祉部（病院事業会計）
- 2 監査対象年度 平成17年度
- 3 措置の状況

監 査 結 果（対 象 機 関）	措 置 状 況
<p>指導注意事項</p> <p>ア 通勤手当の支給に当たり、支給手当の支給に当たり、支給もれがあるので追給する必要がある。（中央病院）</p> <p>イ 県外旅費の支給について旅費の支給に当たり、行程を誤って支給しているので、正當額との差額分を返納させる必要がある。（中央病院）</p> <p>ウ 旅費の支給に当たり、宿泊料の支給もれがあるため追給する必要がある。（津田病院）</p> <p>エ 収納金の取扱いについて</p>	<p>平成18年7月に追給済みである。</p> <p>平成18年6月に返納済みである。</p> <p>平成18年6月に追給済みである。</p>

<p>窓口収納された現金は、金銭出納員に引継ぎ、現金出納簿に記載した後、出納取扱金融機関に預け入れることとなっているが、入院分については、金銭出納員に引き継がれず出納取扱金融機関に預け入れられていた。金銭出納員に引継ぎ、現金出納簿に記載する必要がある。(中央病院)</p>	<p>平成18年7月から改善済みである。</p>
--	--------------------------

香川県監査委員公表第27号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。
平成18年10月3日

香川県監査委員
 石川 豊
 同 辻村 修
 同 石川 桐治
 同 野田 峻司

- 1 監査対象部局 水道局
- 2 監査対象年度 平成17年度
- 3 措置の状況

監 査 結 果 (対 象 機 関)	措 置 状 況
<p>指導注意事項 ア 超過勤務手当の支給に当たり、超過勤務手当の支給に当たり、誤って支給しているため、正当額との差額分を返納させる必要がある。(水道局)</p>	<p>平成18年8月に返納済みである。</p>